

## 高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、深刻な影響を受けている市内の事業者を中心として構成されている組合や協会などの産業団体等（以下「産業団体等」という。）が行う自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業に対して補助金を交付することにより、市内事業者の支援を行うことを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助対象となる産業団体等は、次に掲げるものとする。

(1) 主として市内事業者又は市内の複数の産業団体等により構成され、その経済活動に対する支援を目的として組織された団体であって、次の要件を全て満たすものとする。

ア 代表者又は役員のあること。

イ 規約又はこれに準ずるものが定められていること。

ウ 収支の経理が明確にされていること。

エ 市内に所在し、構成員の過半数が市内事業者又は市内の産業団体等により構成されている団体であること。

(2) その他市長が適当と認める団体

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、政府の基本方針に基づき、感染拡大の防止が前提となることを踏まえたうえで、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、産業団体等が自らの経済活動の維持と市内産業の活性化を図るために実施する事業とし、補助対象経費は別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、1産業団体等当たり1,000万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする産業団体等（以下「申請者」という。）は、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

(3) 規約又はこれに準ずるもの

(4) 構成員名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた産業団体等（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更又は当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ高山市産業団体等活性化策支援事業補助金変更等承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市産業団体等活性化策支援事業補助金変更等決定書（別記様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市産業団体等活性化策支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記様式第8号）
- (2) 成果等報告書
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する補助金の交付決定日以後において、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金概算払請求書（別記様式第11号）により補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いによる補助金を交付することができる。

（書類の整備及び保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他

の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をさせることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

## 別表（第3条関係）

費目	内容
報償費	謝礼、賞賜金、金券等
旅費	出張する際の交通費・宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な資料、周知等の用紙代、材料代等
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット、DMのコピー若しくは印刷又は写真の現像、プリント代等
通信運搬費	物品の輸送費、切手、はがき、小包の料金、電話料金等
広告料	新聞・雑誌等への広告等
手数料	銀行振り込み手数料、クリーニング代、販売代行手数料、決済手数料等
保険料	事業実施に必要な行事保険、物品保険等
委託料	企画運営業務の委託、イベント業務の委託、ホームページ作成等
使用料	会場使用料、音響機器使用料、その他機器のレンタル料
補助金	プレミアム分に対する補填等
その他の経費	その他市長が認める経費



事業計画書

事業の名称		
申請者の概要	名称	
	所在地	
	電話番号	
	E-mail	
	活動内容	
	構成員数	
事業の目的		
事業の概要		
事業の効果等		

収 支 予 算 書

1. 収入

区 分	金額（円）	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2. 支出

区 分	金額（円）	摘 要
報 償 費		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
広 告 料		
手 数 料		
保 険 料		
委 託 料		
使 用 料		
補 助 金		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

年 月 日

様

高山市長

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高山市産業団体等活性化策支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 円

3. 交付条件等



年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者（氏名） 印  
          連絡先

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた高山市産業団体等活性化策支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名
2. 変更内容
3. 変更（中止）の理由
4. 変更前の補助金交付決定額 円
5. 補助金増額・減少申請額 円
6. 変更後の補助金申請額 円

年 月 日

様

高山市長

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金変更等決定書

年 月 日付けで申請のあった高山市産業団体等活性化策支援事業補助金変更等承認申請書について、下記のとおり決定したので、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 決定事項 交付（内容の変更）・中止
3. 変更前の補助金交付決定額 円
4. 補助金増額・減少決定額 円
5. 変更後の補助金交付決定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住所  
          団体名  
          代表者（氏名） 印  
          連絡先

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市産業団体等活性化策支援事業補助金を完了しましたので、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 円

3. 補助対象経費の実支出額 円

4. 添付書類

- (1) 収支決算書（別記様式第8号）
- (2) 成果等報告書
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

1. 収入

区 分	金額（円）	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2. 支出

区 分	金額（円）	摘 要
報 償 費		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
広 告 料		
手 数 料		
保 険 料		
委 託 料		
使 用 料		
補 助 金		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

年 月 日

様

高山市長

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった高山市産業団体等活性化策支援事業補助金実績報告書について、下記のとおり決定したので高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 補助金交付決定額 円
3. 補助対象経費の実支出額 円
4. 補助金確定額 円

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住所  
          団体名  
          代表者（氏名）  
          連絡先  
印

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市産業団体等活性化策支援事業補助金について、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金確定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住所  
          団体名  
          代表者（氏名） 印  
          連絡先

高山市産業団体等活性化策支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった高山市産業団体等活性化策支援事業補助金について、高山市産業団体等活性化策支援事業補助金交付要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり概算払いによる補助金を請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金確定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		